

毎週火、木、土、日（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月三日郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

- 道路位置の指定
- 療養取扱機関の申出の受理
- 国民健康保険医の登録
- 保険医療機関の指定
- 保険医等の登録
- 保険医の登録
- 収入証紙小売さばき人の指定
- 収入証紙小売さばき人の指定の取消し
- 大栄町倉吉市中学校組合等の事務の委託
- 鳥取海区漁業調整委員会委員の選任
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 クリーニング師試験の実施
- 昭和三十七年八月二十四日付け公告中訂正
- 昭和三十七年八月二十一日付け鳥取県告示第
四百六十三号中訂正
- 昭和三十七年七月二十四日付け鳥取県告示四

一〇号中訂正
昭和三十七年七月二十四日付け鳥取県告示第
四一〇号中訂正

告示

鳥取県告示第四百八十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
七年八月三十日道路の位置を指定したので同規則第十条
の規定により告示する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人 道路の位置の指定場所 道路幅員
住所氏名 鳥取市立川町五丁目 及び延長

大阪市東 区今橋四 百九番地	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の十一	幅員 四、〇米
日本生命 保険相互 会社	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の十五	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の十六	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の十七	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の十八	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の十九	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の二十	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の二十一	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の二十二	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の二十三	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の二十四	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の二十五	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の二十六	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の二十七	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の二十八	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の二十九	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の三十	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の三十一	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の三十二	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の三十三	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の三十四	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の三十五	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の三十六	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の三十七	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の三十八	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の三十九	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の四十	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の四十一	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の四十二	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の四十三	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の四十四	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の四十五	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の四十六	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の四十七	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の四十八	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の四十九	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の五十	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の五十一	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の五十二	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の五十三	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の五十四	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の五十五	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の五十六	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の五十七	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の五十八	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の五十九	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の六十	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の六十一	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の六十二	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の六十三	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の六十四	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の六十五	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の六十六	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の六十七	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の六十八	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の六十九	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の七十	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の七十一	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の七十二	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の七十三	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の七十四	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の七十五	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の七十六	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の七十七	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の七十八	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の七十九	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の八十	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の八十一	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の八十二	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の八十三	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の八十四	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の八十五	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の八十六	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の八十七	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の八十八	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の八十九	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の九十	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の九十一	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の九十二	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の九十三	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の九十四	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の九十五	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の九十六	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の九十七	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の九十八	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の九十九	幅員 四、〇米
	鳥取市立川町五丁目 一三六番地の百	幅員 四、〇米

一三七番地
一三八番地の一

鳥取県告示第四百八十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七條第一項に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関 所 在 地 同上受理年月日

岡田医院 鳥取県東伯郡東伯町丸尾 昭三七、七、一四

吉田歯科医院 鳥取県気高郡青谷町山根

米増病院 倉吉市宮川町 昭三七、八、一

鳥取県告示第四百八十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第

三十八條に規定する登録について、同法第三十九條第三項の規定により登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号番号 氏 名 登録年月日

鳥国医九三九 橋本 之方 昭和三十三年八月七日

鳥取県告示第四百八十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三ノ三節一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診療科名 開設者氏名 指 定 年 月 日 採用点数表

岡田医院 東伯郡東伯町丸尾 内科、外科、産婦人科 岡田 俊郎 昭和三十三年七月十四日 乙の二

大石小児科 倉吉市西仲町三宅 小児科 大石 恒善 六月三十日

米増病院 宮川町 外科、整形外科、胃腸科、放射線科 米増 保 八月一日

吉田歯科医院 気高郡青谷町山根 齒科 吉田 通 七月十四日

鳥取県告示第四百八十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十三年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

中本 二郎 西伯郡岸本町番原 鳥医第九三六号 昭和三十三年八月一日

新 太喜治 東伯郡三朝町山田 第九三七号

千貫 寿直 羽合町長瀬 第九三八号

倉繁千勢子 倉吉市魚町二五一八 鳥国第二二九号

山内 晃 鳥取市立川四丁目 鳥医第一四二号

鳥取県告示第四百九十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日
橋本 之方 鳥取市吉方二六五 鳥医第九三九号 昭和三十七年八月七日

鳥取県告示第四百九十一号

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定により、収入証紙小売さばき人を次のとおり指定する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番 号 氏 名 住 所 売さばき場所 指定年月日
三二七 萩原 正 八頭郡智頭町大字智頭一八一六の一 同上 昭和三十七年九月一日

鳥取県告示第四百九十二号

鳥取県収入証紙小売さばき人の指定を次のとおり取消しする。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番 号 氏 名 住 所 売さばき場所 取消年月日
四〇 武田克人 八頭郡智頭 智頭木材 昭和三十
町大字智頭 協同組合 年九月一日

鳥取県告示第四百九十三号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七條第四項の規定に基づき、大栄町倉吉市中学校組合、鳥取県町村職員退職手当組合及び鳥取県市町村消防災害補償組合の公平委員会の事務を、次の規約により鳥取県に委託を受けた。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大栄町倉吉市中学校組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七條第四項の規定に基づき、大栄町倉吉市中学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八條第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十七年七月一日から施行する。

鳥取県町村職員退職手当組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、鳥取県町村職員退職手当組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十七年七月一日から施行する。

鳥取県市町村消防災害補償組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、鳥取県市町村消防災害補償組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和三十七年七月一日から施行する。

鳥取県告示第四百九十四号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十五条第三項第二号の規定により、昭和三十七年八月十二日次のおり鳥取海区漁業調整委員会委員を選任した。
昭和三十七年九月四日
鳥取県知事 石 破 二 破
区 分 住 所 氏 名
学識経験委員 岩美郡岩美町大字網代 博田 義雄
同 境港市明治町 和田富士一
公益代表委員 東伯郡赤碓町大字赤碓 三好 久義

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十三号

道路交通法(昭和三十三年法律第五号)第百四条の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年九月四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

- 1 聴聞の期日及び場所
昭和三十七年九月二十日 午後一時三十分から
鳥取市吉方町 鳥取警察署
- 2 聴聞当事者の住所及び氏名
 - 1 鳥取市上原二五一 自動車運転者 藤 原 忠 司
 - 2 鳥取市菖蒲三四一 自動車運転者 田 中 実
 - 3 鳥取市西品治九六 自動車運転者 小 椋 泰 治
- 二 倉吉地区
 - 1 聴聞の期日及び場所
昭和三十七年九月十三日 午後二時三十分から
倉吉市明治町 倉吉警察署
 - 2 聴聞当事者の住所及び氏名
 - 1 倉吉市堺町二丁目二三九の四三 自動車運転者 谷 口 まつ子
 - 2 東伯郡東郷町字松崎四一三

自動車運転者 守山 金助

三 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年九月十三日 午前十一時から

米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

1 米子市天神町一丁目五六

自動車運転者 足立 節夫

2 西伯郡西伯町上中谷六三〇

自動車運転者 遠藤 宣夫

公 告

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七條の規定に基づくクリーニング師試験を次のとおり行なう。

昭和三十七年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の日時

学科試験

昭和三十七年九月二十六日午前八時三十分から午前十一時三十分まで

実地試験

昭和三十七年九月二十六日午後一時から

二 試験の場所

学科試験

鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所

実地試験

鳥取市藪片原 明日屋クリーニング店

三 受験資格

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七條に規定する者

2 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百四十八号)による国民学校の高等科を終了した者

3 旧中学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わつた者

4 厚生大臣が前各項に掲げる者と同等以上の学力があると認めたる者

四 試験科目

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗たく物の処理に関する知識

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願(別紙様式による。)

(二) 履歴書

(三) 写真(手札判で出願前六月以内に正面脱帽で撮影したものとし、裏面に氏名、生年月日を記入すること。)

(四) 受験資格を有することの証明書

2 提出先

(一) 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

(二) 鳥取県以外の都道府県に住所を有するものは、

鳥取県東町一丁目二〇番地鳥取県厚生部衛生課

3 提出期間

昭和三十七年九月十日から昭和三十七年九月十五日まで、ただし、郵送の場合は九月十五日付けの消印があるものは有効とする。

一六 試験手数料

五百円(鳥取県収入証紙五百円を受験願にはりつけること。ただし、鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取県厚生部衛生課あて現金書留又は郵便為替で送付すること。)

七 その他

1 受験願を受理したときは、直接本人あて受験許可を通知し、受験票を送付する。

2 受験者は、実地試験用として、ワイシャツ及びズボン各一枚を各自携帯すること。

別紙

クリーニング師試験受験願

本籍

住所(ただれ方まで記入すること。)

(ふりがなをつける)

氏名

生年月日

今回行なわれるクリーニング師試験を受けたいので、

関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏名 ④

鳥取県知事 石破二郎殿

正 誤

昭和三十七年八月二十四日付け公告中次の箇所を誤り
があつたので訂正する。

頁 段 行

5 上 6

倉吉市上井町
経済連会議室

米子市錦町
米子自動車学校

正

5 上 7

米子市錦町
米子自動車学校

倉吉市上井町
経済連会議室

頁 段 行

1 下 12

水

木

誤

正

昭和三十七年七月二十四日付け鳥取県告示第四百七号中

次の箇所を誤りがあつたので訂正する。

頁 行

2 14

二二五 鳥国齒二二五

誤

正

昭和三十七年七月二十四日付け鳥取県告示第四百十一号
中次の箇所を誤りがあつたので訂正する。

頁 行

3 7

鳥取市川外大工三一 鳥取市川外大工町三一

誤

正

昭和四年四月五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県印刷所
一部月極二五〇円(配達料共)